

大阪市在宅人工呼吸器使用者電源確保支援事業の代理受領に係る事業者登録等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大阪市在宅人工呼吸器使用者電源確保支援事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）第11条に規定する購入費の代理受領に関し、事業者と本市の代理受領に必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱で用いる用語の定義は、実施要綱で用いる用語の例による。

(登録申請)

第3条 代理受領を実施する事業所の登録を希望する事業者は、代理受領の開始を希望する日から起算して15日前までに、次の各号の書類を添えて、事業所ごとに市長に申請をするものとする。

- (1) 大阪市在宅人工呼吸器使用者電源確保支援事業代理受領事業者登録申請書（様式第1号）
- (2) 確約書（様式第2号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

(登録基準)

第4条 事業者は、次の各号に掲げる基準のいずれにも該当しなければならない。

- (1) 業務の実施に当たって、支給申請者、支給決定者又は大阪市の求めに応じ、適切に相談やアフターサービスに応じられる常勤の管理責任者（以下「管理責任者」という。）を配置していること。
- (2) 管理責任者が不在の場合にも、支給申請者、支給決定者又は大阪市の求めに応じ、適切に相談やアフターサービスに応じられる常勤の者（以下「相談員」という。）を少なくとも1名以上配置していること。
- (3) 過去の物品の販売等に関する契約において、債務不履行又は契約義務違反の事実がないこと。

(登録)

第5条 市長は、第3条による申請を受領したときは、その内容を審査し、30日以内（補正の期間を除く）に登録の可否を決定するものとする。

- 2 市長は前項の審査の結果、登録することを決定したときは、当該申請者に対し「大阪市人工呼吸器使用者電源確保支援事業代理受領事業者登録決定通知書」（様式第3号）により通知し、登録しないことを決定したときは、「大阪市人工呼吸器使用者電源確保支援事業代理

受領事業者登録却下通知書」(様式第4号)により通知するものとする。

- 3 第3項の規定による代理受領登録期間は、登録決定日から当年度の3月31日までとし、登録有効期間満了日までに、本市及び事業者双方から登録終了の意思表示がない場合は自動的に更新するものとする。なお、自動的に更新する場合の登録有効期間満了日は、更新前の期間満了日の属する年の翌年の3月31日とする。

(届出事項)

第6条 第5条第1項の規定により代理受領を実施する事業所として登録を受けた事業者(以下「登録事業者」という。)は、第3条の規定により申請した内容に変更が生じた場合、「大阪市人工呼吸器使用者電源確保支援事業代理受領事業者登録変更届出書」(様式第5号)により、市長に届け出なければならない。

- 2 登録事業者は、事業所を廃止した場合には、「大阪市人工呼吸器使用者電源確保支援事業代理受領事業者登録辞退届」(様式第6号)により、市長に届け出なければならない。

(登録事業者に係る情報提供)

第7条 市長は登録事業者に係る情報のうち、次の各号に掲げるものを本市ホームページへ掲載し、支給申請者等へ情報提供するものとする。

- (1) 事業所の名称、所在地及び電話番号
- (2) 取り扱う種目
- (3) その他市長が必要と認める事項

(代理受領による請求及び支払い)

第8条 登録事業者は、支給決定者の求めに応じ、実施要綱第11条に定める代理受領の規定に基づき、購入費の請求及び受領を支給決定者に代わって行うことができるものとする。

- 2 登録事業者は、支給決定者に代わって購入費の請求及び受領を行う場合は、支給決定者から購入費の請求及び受領に関する委任を受けなければならない。

(不正利得の返還)

第9条 市長は、登録事業者が虚偽その他の不正な手段により実施要綱第11条第4項による購入費の支給を受けた場合は、当該事業者からその購入費の全額又は一部を返還させることとする。

(登録事業者の遵守事項)

第10条 登録事業者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 支給申請者及び支給決定者の意思及び人権を尊重し、常に支給申請者及び支給決定者の立場に立った用品の販売等に努めなければならない。

- (2) 個別の支給決定内容を実施できない事情が生じたときは、速やかに支給決定者及び大阪市へ報告し、その指示に従わなければならない。
- (3) 支給決定者に対して提供する用品の仕入れ・発注・納品に係る記録を作成のうえ、これを納品日から5年間保存しなければならない。
- (4) 支給申請者、支給決定者又はその家族（以下「関係者」という。）からの苦情又は相談があった場合、関係者の状況を詳細に把握し、必要に応じて、状況の聞き取りのための訪問を実施し、事情の確認を行わなければならない。また、苦情に対しては、関係者の立場を考慮しながら、事実関係の認定を慎重に行い、円滑かつ迅速に苦情処理を行わなければならない。そのほか、当該事業所において処理し得ない内容についても、行政窓口等関係機関との協力により適切な対応方法を関係者の立場に立って検討し、対処しなければならない。
- (5) 用品の販売等の際に、登録事業者の責めに帰すべき事由により、関係者の生命、身体、財産等を傷つけた場合には、その責任の範囲において、関係者に対してその損害を賠償しなければならない。
- (6) 業務上知り得た関係者の個人情報保護に十分留意しなければならない。
- (7) 業務に関して市長から指示があった場合、直ちにそれに従わなければならない。
- (8) 業務の履行にあたっては、関係法令や実施要綱を誠実に遵守しなければならない。

（登録の抹消）

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、登録事業者に係る登録を抹消することができる。

- (1) 登録事業者が第4条の規定に該当しなくなったとき。
- (2) 登録事業者が第11条の規定に違反したとき。
- (3) 登録事業者が不正に購入費の請求を行ったとき。
- (4) 登録事業者が法令、この要綱又は市長が業務に関し行う指示に従って適正な業務の運営をすることができないと認められるとき。
- (5) 登録事業者が法令、この要綱又は市長が業務に関し行う指示に違反したとき
- (6) その他市長が登録を解除する必要があると判断したとき

（報告等）

第12条 市長は、要綱に基づく業務に関して必要と認めるときは、登録事業者に対して業務に係る報告及び書類の提示を指示し、当該職員に関係者に対して質問させ、もしくは登録事業者の関係のある場所に立ち入り、又は必要な調査をさせることができる。

（補則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、要綱の実施に関し必要な事項は、福祉局長が定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

大阪市在宅人工呼吸器使用者電源確保支援事業代理受領事業者登録申請書

年 月 日

(あて先) 大阪市長

申請者 所在地
(事業者) 名称
代表者 (役職名)
(氏名)

大阪市在宅人工呼吸器使用者電源確保支援事業の代理受領に係る事業者登録等に関する要綱第3条の規定により、下記のとおり、関係書類を添えて登録を申請します。

申請者 (事業者)	フリガナ				
	法人の名称				
	法人の所在地		〒		
	法人代表者氏名				
	設立年月日		年 月 日		
	連絡先	電話番号		FAX番号	
e-mail					
登録を受けようとする事業所	フリガナ				
	*事業所の名称				
	*事業所の所在地		〒		
	事業所代表者氏名		(肩書) (氏名)		
	人員体制	管理責任者	名	相談員	名
		常勤職員	名	非常勤職員	名
	連絡先	*電話番号		FAX番号	
		*e-mail			
	担当者氏名				
*取扱種目		<input type="checkbox"/> 正弦波インバーター発電機 <input type="checkbox"/> ポータブル電源 (蓄電池)			

*印のついている項目は、大阪市が作成する登録事業者一覧表等で公表します。

(添付資料)

確約書 (様式第2号)

(様式第3号)

大福祉第 年 月 号
年 月 日

法人の所在地
法人の名称
代表者氏名 様

大阪市長

大阪市在宅人工呼吸器使用者電源確保支援事業代理受領事業者登録決定通知書

年 月 日付けの大阪市在宅人工呼吸器使用者電源確保支援事業の代理受領に係る事業者登録について、次のとおり決定したので通知します。

利用登録内容

法人の名称	
法人の所在地	
法人代表者	
事業所の名称	
事業所の所在地	
事業所代表者氏名	
取扱種目	<input type="checkbox"/> 正弦波インバーター発電機 <input type="checkbox"/> ポータブル電源 (蓄電池)
登録年月日	年 月 日

(様式第4号)

大福祉第 年 月 号
年 月 日

法人の所在地
法人の名称
代表者氏名 様

大阪市長

大阪市在宅人工呼吸器使用者電源確保支援事業代理受領事業者登録却下通知書

年 月 日付けの大阪市在宅人工呼吸器使用者電源確保支援事業の代理受領に係る事業者登録について、次の理由により却下したので通知します。

(却下理由)

大阪市在宅人工呼吸器使用者電源確保支援事業代理受領事業者登録変更届出書

年 月 日

(あて先) 大阪市長

申請者 所在地
(事業者) 名称
代表者 (役職名)
(氏名)

大阪市在宅人工呼吸器使用者電源確保支援事業の代理受領に係る事業者登録等に関する要綱第6条第1項の規定により、下記のとおり、登録内容の変更を届出いたします。

登録内容を変更する事業所

フリガナ	
事業所の名称	
事業所の所在地	〒
変更があった事項 (該当する番号に○を付記)	変更の内容
(1) 事業所の名称 (*)	(変更前)
(2) 事業所の所在地 (*)	
(3) 申請者(事業者)の名称	
(4) 代表者の氏名及び住所	(変更後)
(5) 取扱種目 (*)	
(6) その他	
変更年月日	年 月 日
担当者氏名	
連絡先(電話番号)	

*印のついている項目は、大阪市が作成する登録事業者一覧表等で公表します。

大阪市在宅人工呼吸器使用者電源確保支援事業代理受領事業者登録辞退届

年 月 日

(あて先) 大阪市長

申請者 所在地
(事業者) 名称
代表者 (役職名)
(氏名)

大阪市在宅人工呼吸器使用者電源確保支援事業の代理受領に係る事業者登録等に関する要綱第6条第2項の規定により、下記のとおり、登録を辞退いたします。

登録を辞退する事業所

フリガナ	
事業所の名称	
事業所の所在地	〒
辞退する理由	
辞退年月日	年 月 日
担当者氏名	
連絡先 (電話番号)	

大阪市在宅人工呼吸器使用者電源確保支援事業代理受領事業者確約書

年 月 日

大阪市長

申請者 所在地
(事業者)
名称
代表者 (役職名)
(氏名)

大阪市在宅人工呼吸器使用者電源確保支援事業の代理受領に係る事業者登録等に関する要綱（以下、「要綱」という）第3条に基づく事業所の登録の申請に当たり、「物品の納品に関する契約において、債務不履行又は契約義務違反の事実がないこと」を申し立てるとともに、下記の各事項を遵守することを確約します。

記

(基本的事項)

- 1 大阪市人工呼吸器使用者電源確保支援事業の購入費の支給対象となる電源装置（以下「用品」という。）の販売に当たっては、関係法令、この要綱及び大阪市人工呼吸器使用者電源確保支援事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）を遵守すること。
- 2 支給申請者及び支給決定者の意思及び人権を尊重し、常に支給申請者及び支給決定者の立場に立った用品の販売等に努めること。

(見積書の発行)

- 3 用品の販売を支給申請者から依頼された場合は、「見積書」を支給申請者に発行すること。

(見積書の内容変更)

- 4 用品に関する見積書の記載内容に変更が生じた場合には、速やかにその変更の内容を、見積書を発行した支給申請者に連絡すること。

(届出事項)

- 5 要綱第3条の規定により申請した内容に変更が生じた場合、「大阪市人工呼吸器使用者電源確保支援事業代理受領事業者登録変更届出書」（様式第6号）により、市長に届け出ること。
- 6 事業所を廃止した場合には、「事業者登録辞退届」（様式第7号）により、市長に届け出ること。

(代理受領による請求及び支払い)

- 7 実施要綱第 11 条に定める代理受領の規定に基づき、支給決定者に代わり購入費の請求及び受領を行なう場合は、支給決定者から購入費の請求及び受領に関する委任を受けなければならないこと。
- 8 実施要綱第 11 条に定める代理受領の規定に基づき、支給決定者に代わり購入費の請求及び受領を行なう場合は、支給券に記載された支給決定者の負担すべき額（以下、「自己負担額」という）を徴収の上で用品の引き渡しを行い、当該支給決定者の受領の確認がなされた支給券及び委任状の引き渡しを受けなければならないこと。
- 8 支給決定者から自己負担額を受領したときは、領収書を交付しなければならないこと。
- 9 購入費の請求をするときは、引き渡しを受けた支給券及び委任状を添付して、市長に請求し、市長は請求があったときは、内容を審査した上、適正と認めたときには請求書を受け取った日から 30 日以内に支給券に記載された公費負担額を、登録事業者に対し支払うものとする。
- 10 前項の規定による支払いがあったときは、当該支給決定者に対して購入費の支給があったものとみなすこと。

(不正利得の返還)

- 11 購入費を不正又は不当に請求受領した場合において、本市へ購入費として交付した金額の一部又は全部を返還すること。
- 12 本市から購入費の返還を求められた場合は、速やかに返還すること。

(登録事業者の遵守事項)

- 13 次の各号に掲げる事項を遵守すること。
 - (1) 支給申請者及び支給決定者の意思及び人権を尊重し、常に支給申請者及び支給決定者の立場に立った用品の販売等に努めなければならない。
 - (2) 個別の支給決定内容を実施できない事情が生じたときは、速やかに支給決定者及び大阪市へ報告し、その指示に従わなければならない。
 - (3) 支給決定者に対して提供する用品の仕入れ・発注・納品に係る記録を作成のうえ、これを納品日から 5 年間保存しなければならない。
 - (4) 支給申請者、支給決定者、又はその家族（以下、「関係者」という）からの苦情又は相談があった場合、関係者の状況を詳細に把握し、必要に応じて、状況の聞き取りのための訪問を実施し、事情の確認を行わなければならない。また、苦情に対しては、関係者の立場を考慮しながら、事実関係の認定を慎重に行い、円滑かつ迅速に苦情処理を行わなければならない。そのほか、登録事業者において処理し得ない内容についても、行政窓口等関係機関との協力により適切な対応方法を関係者の立場に立って検討し、対処しなければならない。
 - (5) 用品の販売等の際に、登録事業者の責めに帰すべき事由により、関係者の生命、身体、財産等を傷つけた場合には、その責任の範囲において、関係者に対してその損害を賠償しなければならない。
 - (6) 業務上知り得た関係者の個人情報保護に十分留意しなければならない。

- (7) 業務に関して市長から指示があった場合、直ちにそれに従わなければならない。
- (8) 業務の履行にあたっては、関係法令や実施要綱を誠実に遵守しなければならない。

(登録の抹消)

- 14 次の各号のいずれかに該当する場合には、事業所の登録を抹消すること。この場合において、解除により登録事業者に損害があっても、本市はその損害の賠償の責を負わないものとする。
- (1) 登録事業者が第4条の規定に該当しなくなったとき。
 - (2) 登録事業者が第11条の規定に違反したとき。
 - (3) 登録事業者が不正に購入費の請求を行ったとき。
 - (4) 登録事業者が法令、この要綱又は市長が業務に関し行う指示に従って適正な業務の運営をすることができないと認められるとき。
 - (5) 登録事業者が法令、この要綱又は市長が業務に関し行う指示に違反したとき。
 - (6) その他市長が登録を解除する必要があると判断したとき。

(暴力団等関与に対する登録の抹消)

- 15 大阪府警察本部からの通知に基づき、登録事業者が次の各号の一に該当するときは、登録事業者の事業の登録の抹消を行うこと。この場合において、解除により登録事業者に損害があっても、本市はその損害の賠償の責を負わないものとする。
- (1) 役員等（登録事業者が個人である場合はその者を、登録事業者が法人である場合は、その法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）を代表するものをいう。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する団体（以下「暴力団」という。）の構成員（暴対法第2条第6号に規定するもの（構成員とみなされる場合を含む。）。以下「構成員等」という。）であるとき。
 - (2) 構成員等が経営に事実上参加していると認められるとき。
 - (3) 暴力団又は構成員等に対して、資金的援助又は便宜供与をしたとき。
 - (4) 構成員等であることを知りながら、その者を雇用し又は使用しているとき。
 - (5) 暴力団又は構成員等であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料等の購入契約を締結したとき。
 - (6) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は構成員等を利用したとき。
 - (7) 登録事業者の役員等又は使用人が個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は構成員等を利用したとき、又は暴力団又は構成員等に資金援助若しくは便宜供与をしたとき。
 - (8) 登録事業者の役員等又は使用人が、暴力団又は構成員等と密接な交際又は社会的に非難される関係を有しているとき。

(報告等)

- 16 市長は、必要があると認めるときは、登録事業者に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件

の提出若しくは提示を指示し、登録事業者若しくは登録事業者の従業者等に対し出頭を求め、又は当該職員や関係者に対して質問させ、若しくは登録事業者の事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査することができること。

(有効期間)

- 17 この登録の有効期間は、登録決定日から登録決定日の属する年度の3月31日までとすること。
- 18 この登録有効期間満了日までに、本市、登録事業者双方から庸徳終了の意思表示がない場合は自動的に更新するものとする。
- 19 自動的に更新する場合の登録有効期間満了日は、更新前の期間満了日の属する年の翌年の3月31日とすること。

(協議)

- 20 この確約書に定めのない事項及び本確約書の内容に関し疑義が生じた場合は、本市、登録事業者協議の上定めるものとする。